



上場株式等に係る配当所得の申告分離課税の特例

～ 配当の一部に総合課税を適用した場合 ～

今回は、上場株式等に係る配当所得について、措置法8条の4第1項に規定する申告分離課税の特例が適用されるのか、総合課税が適用されるのかで争った事例をご紹介します。

(平成29年12月6日東京地裁・棄却・控訴 TAINSコード・Z888-2148)

∞

∞

∞

∞

<事案の概要>

原告は、平成22年分ないし平成24年分の所得税の確定申告において、外国銀行の取引口座を通じて支払を受けたA配当金に係る配当所得の金額を総所得金額に含めるとともに、国内払配当金に係る配当所得につき措置法(平成25年改正前)8条の4第1項による申告分離課税の特例(本件特例)を適用して所得税額を計算した。本件は、渋谷税務署長が、本件特例の適用選択が可能なA配当金に係る配当所得の金額を総所得金額に含めて所得税額を計算したことが同条2項に該当し、本件特例を適用することができないため、これを適用して計算していた国内払配当金に係る配当所得を全て減算し、これと同額を総合課税の配当所得の金額に加算するべきであるとして更正処分等をした事案である。

<東京地裁の判断>

1 措置法8条の4第2項の趣旨

措置法8条の4第2項は、その年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について総合課税の適用を受けた場合には、その者が同一年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、本件特例を適用しない旨を定めるところ、その制度上、上場株式等の配当等に係る配当所得のうち、一部については上場株式等に係る譲渡損失との損益通算をしつつ、他の部分について配当控除の適用を受けるといったことは相当でないというべきであり、同項の趣旨には、上場株式等の配当等に係る配当所得について、申告分離課税の適用により上場株式等に係る譲渡損失との損益通算をする場合にはその年中に受ける全ての上場株式等の配当等に係る配当所得についてしなければならないこととし、その一部でも総合課税の適用を受けた場合には、当該年中の上場株式等の配当等に係る配当所得全体について総合課税の適用を受けるとして、上記のような事態が生ずることを回避するということがあると解される。そうすると、確定申告において、上場株式等の配当等に係る配当所得につき、現に総合課税の適用を受けたものがある以上は、措置法8条の4第2項にいう総合課税の適用を受けた場合に該当するというべきである。

2 A配当金を総合課税から申告分離課税の適用対象に変更するために更正の請求をすることの可否

確定申告書等において、上場株式等の配当等である国内払配当金に係る配当所得につき申告分離課税の適用対象として記載しつつ、A配当金に係る配当所得については総合課税の適用対象として記載したとしても、そのこと自体、何ら国税に関する法律の規定に反するものではないというべきであるから、A配当金に係る配当所得を申告分離課税の適用対象に変更するために更正の請求をすることはできない。

3 措置法8条の4第1項の「確定申告書を提出したとき」の意義

本件更正請求書において、A配当金に係る配当所得を新たに申告分離課税の適用を受けるものとして記載したとしても、措置法8条の4第1項の本件特例の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出したときには該当しないから、本件特例の適用を受けることはできないというべきである。

……………(税法データベース編集室 市野瀬 音子)

◇以上の判決について詳細(全文・A4判12頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記までご一報ください。